

## 第1章 調査の目的と検討項目

### 第1節 調査の目的

国内では詳細が明らかとなっていなかった米国自動車バッテリーのデポジット制度の実態を把握するとともに、平成15年度に大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議調査部会が提案したデポジット制度が、社会経済に及ぼす波及効果について検討した。

### 第2節 調査候補品目

調査候補品目としては、自動車バッテリーと蛍光管とした。

#### 自動車バッテリー

調査品目の設定にあたっては、実際にデポジットを行っているもので、できる限り現在、大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議調査部会が提案しているシステムに近いものを取りあげる。しかし国内に家庭系有害廃棄物（\*）へのデポジット制度の適用事例がないため、海外に範囲を広げ、いくつかの国で適用事例の見られる自動車バッテリーを候補にあげた(表1-1参照)。

家庭系有害廃棄物（HHW：household hazardous waste）：日本では法的に定義されているわけではないが、EPAでは家庭系有害廃棄物を「家庭で使われる塗料、洗浄剤、塗料、ワニス、自動車用バッテリー、自動車用オイル、殺虫剤など有害成分を含む製品が使用済み、あるいは不要となったもの」（四阿及川「小口・家庭系有害廃棄物の管理システムに関する検討（2）」東京都環境科学研究年報 2003）

表1-1 家庭系有害廃棄物に対する主な海外デポジット事例（平成14年度調査から）

品目	導入国等	概要
鉛バッテリー	米国（いくつかの州）	米国のいくつかの州で強制的又は自発的デポジット制を導入。バッテリー1個で5～10ドルの預託金。
	ドイツ	1バッテリー1個で15マルクの預託金。
	メキシコ	詳細不明
タイヤ	米国（ロードアイランド州）	タイヤ1本で5ドルの預託金。
殺虫剤容器	米国（メイン州）	農家等で使用された農薬容器
自動車	ノルウェー	1台159ユーロ。
蛍光管	オーストリア	1本で0.7ユーロの預託金。

注) 出荷時に製造者にかかる預置金は除く。

#### 蛍光管

平成15年度に実施した府民意向調査（「危険・有害ごみの処理におけるデポジット制度導入可能性調査」）の対象品目（卓上カセットコンロ用ガスボンベ、可燃性エア

ゾール缶、ボタン電池、小型二次電池、蛍光管)から、「平成13年度経済的負担措置等導入基礎調査」((財)日本環境衛生センター)において「自治体のEPR(拡大生産者責任)導入意向」が高く、かつ「デポジットシステム導入に対して業界は条件付賛成の意向」と判断が示されている蛍光管を候補とした。

### 第3節 社会経済波及効果の検討項目と方法

#### 米国自動車バッテリーのデポジット制度の実態把握

自動車バッテリーについては、主として米国のいくつかの州でデポジット制度が適用されており、デポジット制度の実態について、実施州の担当者(ロードアイランド州、コネティカット州の環境省)、バッテリーの業界団体(Battery Council International)などに対する訪問調査を行った。

#### 国内における自動車バッテリーへの対応動向

最近、国内でも自動車バッテリーへの対応策が、国や業界団体で精力的に検討されている。これらの動向について情報収集を行った。

#### 国内の蛍光管回収に関する実態把握

蛍光管、乾電池等に含まれている水銀のリサイクルに取り組む再資源化事業者、新しいビジネスモデルとして注目されている蛍光管の照明機能を提供するサービスの現状について事業者へのヒアリングにより把握した。また、自治体が分別収集や拠点回収により蛍光管に対応している場合もある。本調査では、デポジット制度に近い回収方式である、回収協力店での蛍光管の回収(札幌市、北九州市等で実施)、拠点回収による蛍光管の回収(大阪市、寝屋川市等で実施)などの実態について把握した。

#### デポジット制度導入による社会経済波及効果の検討

デポジット制度を導入することによる社会経済波及効果について検討した。ただし、危険・有害廃棄物への対応策はデポジット制度だけでなく、危険・有害物の分別収集、拠点回収、店頭回収、法的規制、課徴金等の経済的誘導策など、その他の対応策も考えられる。その他の対応策もデポジット制度と同様に危険・有害廃棄物に対する社会経済波及効果をある程度もたらすことが予想される。

このため、本調査では、一般的に危険・有害廃棄物への対応策が拡充・強化された場合の社会経済波及効果について整理し、このうちデポジット制度が特に持っている波及効果について、さらに検討することとした。